

『瑜伽師地論』に見られる法処所摂色の取り扱いかい

加 藤 利 生

《はじめに》

『瑜伽師地論』における法処所摂色の扱いかい方は、説一切有部のそれに比しても、同じ瑜伽行派の論書である『大乘阿毘達磨集論』のそれに比しても特異なものである。

本稿においては、瑜伽行派における法処所摂色の概念の変遷を考察する上で重要な位置を占める『瑜伽師地論』について、法処所摂色をめぐる問題を整理し、特に、『大乘阿毘達磨集論』の説く遍計所起色に相当する概念の『瑜伽師地論』における扱いかいについて検討する。

《法処所摂色の概念とその変遷》

先づ、瑜伽行派における法処所摂色の概念について、説一切有部における法処所摂色との相異を検討しておく。一般に、法処所摂色は、意識の所縁となり、五識の所縁とならない色を指すものと理解される。説一切有部においては、無表

色のみが法処所摂色として認められているが、瑜伽行派においては、無表色の他にも、法処所摂色を認める点で、その概念をめぐる若干の相異があるものと考えられる。

説一切有部においては、法処所摂色は、次の三点を特徴とする。⁽¹⁾

- (1) 刹那に分析でき、極微に分析できない。
- (2) 五識の所依所縁とならない。
- (3) 障礙がない

これに対して、『瑜伽師地論』に於いては、説一切有部の説く無表色に相当する律儀不律儀色の他に三摩地所行色と呼ばれる特殊な色を法処所摂色として加えている。この三摩地所行色は威徳定という特殊な定により生じ、意識の所縁でありながら、前五識の所縁となり、実用をもつとされ、法処所摂実物有色とも呼ばれ、それに対応する極微が説かれている点で、上述の説一切有部における法処所摂色の概念から完全に逸脱したものであることが知られる。『瑜伽師地論』には、

法処所摂色の概念について明確な定義が示されていないが、法処所摂色が意識の所縁であり、無見無対であるという定義が、『瑜伽師地論』と同種の法処所摂色を説く『顯揚聖教論』に認められることから、瑜伽行派においても、説一切有部同様、この定義が認められていたものと考えられる。従って、三摩地所行色を法処所摂色として認めるには、法処所摂色の定義と矛盾する点が多く、うまく説明がつかない。瑜伽行派がどのような経緯で、この三摩地所行色を法処所摂色として認めるに至ったのかは審らかでないが、ともかく、瑜伽行派の諸論書に見られる法処所摂色の異同の中で、この律儀不律儀色と三摩地所行色とに相当するものは、論書により名称が変わるものの、一貫して法処所摂色として認められているのである。

瑜伽行派における法処所摂色の概念は、三摩地所行色という特殊な色を認めた点で、既にその概念がはっきりしないものとなっているが、それに加えて、論書間に異同が認められ、その概念に変遷があったことをうかがわせる。瑜伽行派の諸論書における法処所摂色の取り扱いは、律儀不律儀色と三摩地所行色の二種を説く、『瑜伽師地論』『顯揚聖教論』と、極略色・極迥色・受所引色・遍計所起色・定自在所生色の五種を説く『大乘阿毘達磨集論』『大乘阿毘達磨雜集論』の二系統に大別することができる。これらのうち、律儀不律

儀色は受所引色に相当し、三摩地所行色は定自在所生色に相当する。

従って、『大乘阿毘達磨集論』は、二種の法処所摂色を説く『瑜伽師地論』に対して、極略色、極迥色、遍計所起色を新たに法処所摂色としてつけ加えたことになる。ところが、これら三種の法処所摂色に相当する概念は、すでに『瑜伽師地論』に説かれておりながら、『瑜伽師地論』では法処所摂色として扱われず、法処所摂色の定義から考えると、これら三種よりも明らかに法処所摂色として認め難い三摩地所行色が、法処所摂色として取りあげられているのである。これら三種のうち、極略色・極迥色については既に別稿で論じたので、本稿では、以下、遍計所起色に相当する概念の『瑜伽師地論』における取り扱いについて検討する。

《遍計所起色とは何か》

『大乘阿毘達磨雜集論』⁽⁴⁾によると遍計所起色とは影像色である⁽⁵⁾とされる。影像とは、意識に映じた対象像のことであるが、その内容として何を指すかについては、はっきりしない。法処所摂色に関して詳細に論じた論書としては、慈恩大師の『大乘法苑義林章』巻五の法処色義林が知られており、参考までにそこの解説を参照しておく

四。遍計所起色者。論目、説言。謂、影像色。独生散意識通三性。

『瑜伽師地論』に見られる法処所攝色の取り扱いかい（加藤）

心所、交根塵、無根等用。水月・鏡像、此等、非一。因計所、交五根五塵・定境色等、無用影像。為此遍計所起色体。

（大45・三四一頁下）

これによれば影像是三種あることになる。

(1) 前五識とは独立して生じている通常時（定に入っていない時）の意識で、三性に通じる心により変じられた根の対象で根等の用なきもの（憶念等）

(2) 計により変じられ五根五塵の用なき影像（夢・幻・迷乱等）
(3) 定境色の用なき影像（三摩地所行影像）

このような法相の解釈を離れ、『大乘阿毘達磨集論』に見られる影像という語の用例を検討するならば、『大乘阿毘達磨集論』においては、影像の語は、卷六に見られる遍滿所縁四種のうちの有分別影像所縁と無分別影像所縁の用例のみが認められる。

云何、法所縁差別。若略説、有四種。謂、遍滿所縁、淨行所縁、善巧所縁、淨惑所縁。遍滿所縁復有四種。謂、有分別影像所縁、無分別影像所縁、事辺際所縁、所作成就所縁。有分別影像所縁者、謂、由勝解作意、所有奢摩他毘鉢舍那所縁境界、無分別影像所縁者、謂、由真實作意、所有奢摩他毘鉢舍那所縁境界。

（決択分中法品第二・大31・六八六頁下）

この四種の遍滿所縁については、『瑜伽師地論』本地分声聞地第二十六において詳説されている。

二六

云何、遍滿所縁境事。謂、復四種。一、有分別影像。二、無分別影像。三、事辺際影像。四、所作成辦。云何有分別影像。謂、如、有一、或聽聞、正法、或教授教誡、為三所依止、或見、或聞、或分別、故於三所知事、同分影像。由三摩呬多地毘鉢舍那行、觀察簡析極簡析遍尋思遍伺察。所知事者、謂、或不淨、或慙怒、或緣性緣起、或界差別、或阿那波那念、或蘊善巧、或界善巧、或處善巧、或緣起善巧、或處非処善巧、或下地鈍性上地靜性、或苦諦集諦滅諦道諦。是名、所知事。此所知事、或依教授教誡、或聽聞正法、為三所依止。今、三摩呬多地作意、現前、即於彼所知事、而起勝解。彼於三時、於三所知事、如、現領受勝解、而轉。雖、彼所知事非現領受、和合、現前、亦非所余彼種類物。然、由三摩呬多地勝解、領受、相似、作意、領受。彼所知事相似、顯現。由此道理、名、所知事、同分影像、修觀行者、推求、此、故。於彼本性所知事中、觀察審定、功德過失。是名、有分別影像。云何、無分別影像。謂、修觀行者、受取、如是影像相、已、不復觀察、簡析極簡析遍尋思遍伺察。然、即於此所縁影像、以奢摩他行、寂靜其心。即是九種行相、令心、安住。謂、令心、內住、等住、安住、近住、調伏、寂靜、最極寂靜、一趣、等持、彼於三時、成、無分別影像所縁。即於、如是、所縁影像、一向一趣、安住其念、不復觀察、簡析極簡析遍尋思遍伺察。是名、無分別影像。即此影像、亦名、影像、亦名、三摩地相。亦名、三摩地所行境界、亦名、三摩地口。亦名、三摩地門。亦名、作意処。亦名、內分別体。亦名、光影。如是等類、當知名、為、所知事、同分影像、諸名差別。

（瑜伽師地論本地分声聞地卷二十六 大30・四二七頁上中）

この『瑜伽師地論』の記述により、有分別影像・無分別影像という場合の影像は、所知事について勝解を起こした際、所知に似て顯現した影像を指すことが知られる。つまり影像の内容が、所知事である不浄・慈愍・縁生縁起・界差別・阿那波那念・蘊善巧・界善巧・処善巧・縁起善巧・処非処善巧・下地麁性上地靜性・苦諦集諦滅諦道諦について觀想する三摩地に於ける影像であることが知られるのである。

さて、『大乘阿毘達磨集論』での影像については『瑜伽師地論』に於いて対応箇所を検討したが、このような三摩地所行影像については、『瑜伽師地論』は論全体に散説しているが、摂決摂分に於いては若干その抜かい方に变化がみられる。特に『瑜伽師地論』摂決摂分思所成慧地第六十五に於いては、「三摩地所行影像等色を意所取色と名づく」という表現が見られ、摂決摂分菩薩地には、影像相に関して遍計所起勝解所現と説明がなされる等、『大乘阿毘達磨集論』の法処所影色に関連するかの如き表現が現われている。

色自相復三種。一清淨色。二清淨所取色。三意所取色。謂四大種所造、五識所依、五清淨色、眼等處攝。名三清淨色。色等五境、同分清淨色之境界。名三清淨所取色。若与識俱、諸清淨色与識同境故。名三同分。若離於識、諸清淨色前後自類相續而轉。名三彼同分色。三摩地所行影像等色。名三意所取色。

（『瑜伽師地論』摂決摂分思所成慧地 卷六十五・大30）

『瑜伽師地論』に見られる法処所摂色の取り扱いかい（加藤）

ここに説かれている三摩地所行影像等色は、『瑜伽師地論』の説く法処所摂色の一つとしての三摩地所行色（法処所摂実物有色）を指すものではなく、三摩地における影像を指すものである点に留意しなければならない。そして、その影像が、意識の所縁としての色という法処所摂色の定義に対応する意所取色という名称で呼ばれているのである。さらに、摂決分菩薩地に於いては、卷七十二で、真実義を了知するに当り先づ了知すべき五つの事（相・名・分別・真如・正智）の中の相に関連して、影像相が説かれている。

復有二余二相。一本性相。二影像相。云何本性相。謂先分別所生及相所生共所成相。云何影像相。謂遍計所起。勝解所現。非住本性相。

（『瑜伽師地論』摂決摂分菩薩地 卷七十二・大30・六九七頁中）

また、同じく摂決摂分菩薩地卷七十七においては、『解深密經』の引用部分として、「色等を縁じる心の所行の影像」という表現が、三摩地所行影像と共に見られ、摂決摂分菩薩地に於ては、三摩地所影像の地に散心における影像への言及があらわれている。

『おわりに』

以上、『大乘阿毘達磨集論』において、遍計所起色とされ

る影像について、『瑜伽師地論』での扱かれ方を検討した、『瑜伽師地論』における影像は、本地分においては、三摩地所行影像のみが説かれているのに対し撰決摂分菩薩地に於ては、散心の影像の用例が認められる。また撰決摂分思所成慧地に於いては、三摩地所行影像が、意所取色と呼ばれる等、『瑜伽師地論』の成立史上新しい層とみなされている部分で、影像をめぐって法処摂色との関連をうかがわせる用語が用いられている点が注目される。

『瑜伽師地論』における影像は、撰決摂分に見られる一部の例外を除き、慈恩大師の云う「定境色の用なき影像」に相当するが、散心における影像が、どの時点で法処所摂色として認められてゆくのかという点についてはまだ問題が整理できていない。特に撰決摂分における影像の用例については、『顕揚聖教論』に見られる法処所摂色への言及との関連でさらに検討を加える必要がある。

『顕揚聖教論』における法処所摂色の扱いかい方は、それだけで多くの問題を含んでおり別稿にて論じるつもりであるが、本稿との関連で一点だけ触れておくならば、『顕揚聖教論』は瑜伽師地論の法処所撰実物有色である三摩地所行色にあたるものとして三摩地所行境色（意所行境）を説いているが、これは、『瑜伽師地論』撰決摂分菩薩地での三摩地所行影像等色（意所取色）とは別のものであるという点に注意し

ておきたい。『瑜伽師地論』の法処所摂色を考察する際には、法処所撰実物有色である三摩地所行色と、法処所摂色として扱われていない三摩地所行影像との区別に常に留意しておく必要がある。

- 1 『阿毘達磨大毘婆沙論』第七十五・大27・三九〇頁上
 - 2 『顕揚聖教論』巻一・大31・四八四頁上
 - 3 拙稿「法処所摂の色」天台学報第36号、「唯識学派に於ける法処所摂色の取り扱いかい」印仏研43-2、「定果色について」宗教研究68-4
 - 4 『大乘阿毘達磨雜集論』巻一・大31・六九六頁中
parikalpitaṃ prātibhāṃbāraṇaṃ: N. Tatia ed. Abhidharma Samuccaya Bhāṣya p.4, l.5.
 - 5 山口益訳注『中辺分別論釈疏』三九頁―四〇頁参照
 - 6 『瑜伽師地論』巻二十六・四二八頁下巻二十七・四三五頁中参照
 - 7 袴谷憲昭「書評・シュミットハウゼン教授のアーラヤ識論」駒沢大学仏教学部論集第19号四―一頁参照
 - 8 『大乘阿毘達磨雜集論』大31・七一五頁上
- 『瑜伽師地論』大30・三五七下、等が関連する。

〈キーワード〉 瑜伽師地論、法処所摂色、遍計所起色

（龍谷大学仏教文化研究所客員研究員）